

「皇室典範」改正試案（A現行文 B改正案）

※Bの表記・細部は今後も検討・調整を要する。

※拙著『象徴天皇「高齢譲位」の真相』（ベスト新書）参照

平成二十九年（二〇一七）二月二十三日（皇太子徳仁親王満五十七歳御誕生日） 所 功 稿

第一章 皇位継承

1 A 第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

B 新一条 皇位は、皇統に属する皇族が、これを継承する。

2 A 第二条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

一、皇長子／二、皇長孫／三、その他の皇長子の子孫／四、皇次子及びその子孫／五、その他の皇子孫／六、皇兄弟及びその子孫／七、皇伯叔父及びその子孫

②前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

B 新二条 皇位は、皇族のうち、男系の長系・長子（又は男子）を優先して順序を定め、これを伝える。

3 A 第三条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従って、皇位継承の順序を変えることができる。（改正不要）

4 A 第四条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

B 新四条 天皇が崩御したとき、又は皇室会議の議により譲位したときは、皇嗣が、直ちに即位する。

5 A 第八条 皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という。

B 新五条 皇嗣は、皇位を継承する第一順位の皇族を指し、皇太子と称する（※皇太孫も皇太弟も含む）。

第二章 皇族

6 A 第六条・第七条（親王・内親王と王・女王の区別・範囲、当面改正不要・条文省略）

7 A 第九条 天皇及び皇族は、養子をすることができない。

B 新八条 天皇及び皇族は、皇室会議の議により、養子をすることができない。

8 A 第十条 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。

B 新九条 天皇及び皇族の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。

9 A 第十一条（皇太子以外の親王以下の皇族身分を離れる要件、当面改正不要）

10 A 第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

B 新十二条 皇族女子は、一般国民の男子を入夫として婚姻したときは、皇室会議の議を経て、皇族の身分に留まることができる（又は離れることができる）。

11 A 第十三条・第十四条（皇族夫妻の離籍条件、細部要検討）

12 A第十五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。

B新十四条 一般の国民は、天皇及び皇族と婚姻する場合に限り、皇族となることができない。

13 A第五条 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

B新十五条 (天皇・) 皇后、上皇・皇太后、太皇太后、皇夫・皇太夫・太皇太夫、親王・親王妃、内親王・内親王夫、王・王妃及び女王・女王夫を、皇族とする。

②天皇・皇后、上皇・皇太后、太皇太后の敬称は陛下とし、皇夫以下の敬称は殿下とする。

第三章 摂政(第十二条〜二十一条 全文略、当面改正不要、但、高齢も設置理由とするか要検討)

第四章 A成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓

B 皇室儀式

14 A第二十二条 天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする。

B新二十二条 天皇及び皇太子の成年は、十八年とする(皇太子は皇太孫も皇太弟も含む)

②成年及び立太子には、成年式及び立太子礼を行う。

15 A第二十三条 天皇・皇后、太皇太后及び皇太后の敬称は、陛下とする。

②前項の皇族以外の皇族の敬称は、殿下とする。

B新十五条の②に一括規定

16 A第二十四条 皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。

B新二十三条 皇位の継承があつたときは、踐祚式・即位礼・大嘗祭を行う。

②讓位があつたときは、踐祚式に先立ち讓位式を行う。

17 A第二十五条 天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。

B新二十四条 天皇及び上皇が崩御したときは、大喪の礼を行う。

18 A第二十六条 (皇統譜の登録、当面改正不要)

19 A第二十七条 天皇・皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓

に関する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録する。

B新二十七条 天皇・皇后、上皇・皇太后、太皇太后及び皇夫・皇太夫・太皇太夫を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓に関する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録する。

第五章 皇室会議

20 A第二十八条(第三十六条(皇室会議の構成など、当面改正不要))

21 A第三十七条 皇室会議は、この法律及び他の法律に基く権限のみを行う。

B新三十六条 皇室会議は、この法律に定める全条項、及び皇室に関する重要な事項を審議し、決定することができる。

②法律の改正などを要する事項は、政府に意見を具申する。